

生駒市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成20年6月10日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成20年4月22日

3 請求の要旨

原文のとおり（補正前）

平成19年10月26日総務課入札係（当時）は、下水道課（当時）の所管する「生駒市流域関連公共下水道俵口町36号線工事に伴う測量設計業務」の指名競争入札を実施した。

その1週間前に入札係は、当該入札にかかる指名業者を市役所に来庁させ、それぞれ指名通知書を交付した。また、その2日前には、指名をする業者にFAXを送り指名通知日（指名通知書交付日）に来庁するよう連絡している。

本件指名入札にかかる業務は、コンサルタント業務と呼ばれるもので、生駒市入札係は、コンサルタントの指名業者を、1グループ10社程度の7グループに分け、コンサルタントの入札が発生した場合は、この7グループの中から何れかのグループを特定して指名することとしている。

仮に本件入札にかかるグループを、Aグループと呼ぶことにしておくが、指名グループがAグループに選定特定された場合、Aグループ以外のコンサルタント業者は、入札に参加することはできない。また、Aグループは、当該年度はグループ換えは行われないので、同一のグループによる同種の入札が繰り返されることとなる。

入札指名日において、入札業務の設計金額、予定価格、入札書比較価格及び最低制限価格等が業者には公表される。

本件指名競争入札において、指名をされた12社の業者は、株式会社アスコを落札業者とする談合を行い、入札において事前に談合をしていたと通りの入札を行い、もって株式会社アスコを落札者とする談合を完遂させた。

12社の入札指名業者の行為は、刑法の入札競売妨害罪に該当する犯罪行為である。談合入札によって生駒市と違法不当な契約を行い生駒市に損害を与え、且つ、契約違反行為を働いたのであるから、アスコと11社の行為は、明らかに違法不当です。

よって、株式会社アスコに対し契約金額4,882,500円に対する契約の談合損

害賠償条項による損害賠償金20%相当額の976,500円を生駒市に支払えと、他の11社に対しては生駒市契約規則等による相当な措置をとれと、監査委員は、市長に勧告してください。

補正書（抜粋）

1年6ヶ月前の2006年10月2日生駒市入札執行等調査委員会は、山下市長に「生駒市の入札改革・改善に関する提言」を行った。この調査の中に落札率などについて分析したものがあつた。引用すると、落札率のほとんどが、90%以上に過度に集中している。競争性の発揮された他の自治体の入札では、落札率が、高いもの（90%台）から低いもの（80%台）まで、まんべんなく分布するのが通常であるが、生駒市においては、落札率90%以上という高率域に集中し、80%台の落札がほとんどないという現状である。

また、入札結果の現状は、競争性が損なわれていることを顕著に示している。指名ランク内で一部競争性が見られないランクがある。一部を除いて落札額及び落札回数においてほぼ横並び状態となっている。市内業者優先で、過度に競争が阻害されている。各入札における指名業者数が少ない。さらに、入札業務に対して、市、内外からの何らかの「介入」があつたと思われる。と述べられている。

競争性が損なわれているとは、競争入札において自由競争が行われていないということである。不正な談合無しにかかる結果は出ないのであり、当監査請求にかかる指名競争入札においても、同一指名の入札において同様の結果が出ている（中略）。

よつて、監査請求人は、違法、不当の事実を証する書面について、次の2点をここに提出する。

- 1、生駒市の入札改革・改善に関する提言
- 2、平成19年度中に行われた当監査請求にかかる指名入札と同一の指名による指名競争入札の開札録。

損害賠償の請求金額を次のとおり補正する。

当契約は、談合損害賠償予約契約がなされていないので、予定価格5,376,000円の80%4,300,800円と落札金額4,882,500円との差額581,700円を損害として生駒市に支払え。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年5月2日にこれを受理した。

なお、本件請求においては、同条第1項に規定する事実を証する書面に該当する書類の添付が見受けられなかつたため請求人に補正を求めたところ、同月1日に補正がなされたので、受理したものである。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成20年5月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があつた。

2 監査の対象事項

本件請求書に記載された内容及び陳述時の補足説明から、平成19年10月26日に本市が執行した指名競争入札「生駒市流域関連公共下水道俵口町36号線工事に伴う測

量設計業務」(以下「本件入札」という。)において指名された12入札参加業者が事前に談合を行い、その結果、本市と違法不当な契約が締結され、本市に損害を与えたものであるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市企画財政部と生駒市水道局を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、企画財政部長、契約検査課長、契約検査課契約係長、下水道推進課長、下水道推進課課長補佐の出席を求め、平成20年5月12日に事情聴取を行った。

4 関係人の調査

法第199条第8項の規定により本件入札参加業者12社に対し郵送による書面調査を実施し、平成20年5月19日までに回答を得た。また、12社のうちから2社を抽出し関係者の出席を求め、同月22日に事情聴取を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

本件請求書の要旨、請求人の陳述及び提出された事実証明書等並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 入札参加者の選定について

生駒市においては、本件入札に該当する平成19年度建設コンサルタントの入札参加業者の指名について、次のような手続により決定している。

入札参加資格申請のあった建設コンサルタント業者について、生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱(平成6年6月1日施行)に基づき、経営の規模等の要件により、次のとおり格付及び発注標準を定めていた。

発注格付

自己資本額	従業員数	過去2ヶ年間の平均施行額	等級
1億5000万円以上	50名以上	10億円以上	A
3000万円以上 1億5000万円未満	20名以上 50名未満	1億円以上 10億円未満	B
3000万円未満	20名未満	1億円未満	C

発注標準

建設コンサルタントの発注標準	
発注対象金額	等級
500万円以上	A
500万円未満	B
300万円未満	C

また、本件入札の対象となる発注対象金額500万円以上のA等級に属する業者数は当時99社あり、うち県内業者58社について、各業者の経営規模の格差からくる価格競争力の格差に配慮し「自己資本額」を基準として、生駒市建設工事等入札参加

者資格審査委員会において、A-1からA-4までの4グループ（1グループ14～15社）に分けられていた。

本件入札に係る指名業者の選定については、生駒市建設工事等入札参加者選定要綱（平成6年6月1日施行）に基づき、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会において、上記発注標準表のA等級に属する業者のうちから、A-4グループ14社で下水道について登録のある12社を本件入札参加指名業者と決定したものである。

以上のように、地方自治法施行令、生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱及び生駒市建設工事等入札参加者選定要綱に基づき業者の選定が行われている。

(2) 本件入札に係る主な経過について

- 平成19年10月5日 下水道課において本件測量設計業務委託設計書決裁
その後、本件入札執行を総務課長宛依頼
- 平成19年10月9日 生駒市建設工事等入札参加選定委員会により、本件入札の参加
指名業者12社を決定
- 平成19年10月17日 本件入札に係る参加指名業者12社に入札通知書を取りに来
るようにFAXで連絡
- 平成19年10月19日 総務課入札係窓口で本件入札通知書（予定価格等記載）を適時
交付。また、設計金額、予定価格等を市ホームページでも公表
設計金額（税込み）5,376,000円
税抜設計金額 5,120,000円
予定価格（税込み）5,376,000円
最低制限価格 設定なし
- 平成19年10月26日 本件入札執行（指名業者12社参加）
㈱アスコ奈良支社が4,650,000円（税抜き）で落札
- 平成19年11月1日 ㈱アスコ奈良支社と本件入札に係る設計業務等委託契約を締
結
- ※なお、業務発注後、業務対象地区が一部変更されたことに伴い、332,850円（税
込み）の契約金額の増額及び完了期日を延長する旨の変更契約が平成19年12
月13日に締結された。
- 平成20年5月15日 業務完了により5,215,350円（税込み）を㈱アスコ奈良支社に
支払

なお、談合を防止し、競争性を確保するために平成18年度から進められている生駒市入札制度改革に伴い、平成19年度に執行された本件入札については、1入札当たりの指名業者数を増やし、現場説明会及び指名業者名・指名業者数の事前公表を廃止している。

上記の入札執行手続は、法、地方自治法施行令、生駒市契約規則（昭和39年4月生駒市規則第6号）等に基づき行われたものである。

(3) 関係人調査結果

本件入札参加業者12社に対し、本件入札執行日前に本件入札に指名された業者名や業者数を知っていたのかどうかなどについて、書面による質問を行ったところ、全12社から回答があった。いずれの業者も、本件入札執行前に本件入札に指名された業者名や業者数は知らなかったと回答し、入札参加業者名や業者数を知ったのは、下記のとおりであるとの回答があった。

入札日又は入札当日の入札会場	9社
後日本市で本件入札結果閲覧による	1社
入札後	1社
覚えていない	1社

また、いずれの業者も談合の事実を否定した。

本件入札の落札者を含む2社について、事実確認のため出席を求めて事情聴取をした結果、いずれも談合には一切関与していない旨の陳述があった。

(4) 落札結果について

(株)アスコ奈良支社の落札金額は4,650,000円(税抜き)であり、落札率は90.82%であった。その他の11入札参加者の応札金額は、4,700,000円から5,030,000円までの間に分布しており、うち3社が同額で応札していた。

2 判断

本件請求について、請求人から提出された事実を証する書面からは談合を疑わせる具体的な事実は見受けられず、また、関係職員調査、関係人調査等を行ったが、談合が行われたという事実を確認することはできなかった。

請求人は、生駒市入札執行等調査委員会が作成した2006年(平成18年)10月2日付け「生駒市の入札改革・改善に関する提言」に記載された内容をもとに本件入札において談合があったかのように主張する。しかし、上記提言は、平成14年度から平成17年度までの4年間の入札結果を分析し、生駒市の落札率が90%以上に過度に集中していること、また、落札率95%以上の落札件数の割合が著しく高い状況は、入札において競争性が損なわれていることを顕著に示している、と指摘している。

しかし、生駒市では上記提言を受けて、平成18年12月からは現場説明会や指名業者名及び業者数の事前公表を廃止し、また、平成19年度からはグループ分けした10社以上の業者(本件では12社)を指名しており、平成17年度の3社から5社程度の指名業者数からは相当数増やし、競争性が働くようにしている。

本件入札の落札率は90.82%であるが、本件入札は上記提言を受けて入札制度の改善が始まった後に行われたものである。また、平成19年度の建設コンサルタント全体の平均落札率は81.03%となっている。

本件入札は、以上のような状況下で行われたものであり、請求人が引用する提言とは、その状況が異なっていると言わざるを得ない。

以上のとおり、本件入札において談合の事実は確認することはできなかった。したがって、生駒市と(株)アスコ奈良支社が違法不当な契約を締結し生駒市に損害を与えたとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断し請求を棄却する。